

近世の農民・自然・年貢制度

文部省によるCOE (Center of Excellence 中核的研究機関) 指定により国文学研究資料館の外国人研究員招聘枠が増えたため、平成九年度、史料館として初めて外国人研究員を六ヶ月間招くことができた。招聘したのはオハイオ州立大学準教授フィリップ・C・ブラウン博士。金沢大学や新潟大学での研究歴をもつ日本近世史研究者で、著書に *Central Authority and Local Autonomy in the Formation of Early Modern Japan: The Case of Kaga Domain* (Stanford University Press, Stanford, CA, 1993) (近世成立期における中央権力と地方権力―加賀藩の事例) がある。史料館では、ブラウン博士を中心に「近世の農民・自然・年貢制度」をテーマとする共同研究を実施し、博士が現在もつとも力を入れている割地制度の問題を中心とする研究会を二度開催した。この研究会には、史料館員のほか、青野春水、松永靖夫、深谷克己、高澤裕一、渡辺尚志、舟橋明宏の各氏に共同研究員として加わっていた。

この共同研究では、国文学研究資料館において二回の研究会を実施した。第一回は一九九八年一月二六日―二七日の二日間、研究報告は次の三本であった。

(1) フィリップ・ブラウン「割地制度―そとから見たおもしろさ、中からみた複雑さ―」

(2) 青野 春水「近世貢租における公平の問題―土地年貢からみた―」

(3) 松永 靖夫「越後南部農村の頼母子講をめぐって」

第二回研究会は同年年二月二七日に実施され、次の二本の報告がなされた。

(1) 深谷 克己「割地政策に反対した百姓一揆―寛政8年安濃津地割騒動―」

(2) 舟橋 明宏「明治三年の村方騒動と割地制―越後国頸城郡岩手村を事例として―」

以下に掲載するフィリップ・ブラウン、青野春水、松永靖夫、舟橋明宏各氏の論文は、いずれも右の研究会報告を中心としてまとめたものである。

本共同研究では、割地制度を研究の軸に据えながら、世界的な比較史的観点から地域の詳細な実証分析まで、幅広くかつ新鮮な論点が出され、報告後の集中討議も極めて興味深いものであった。この分野で指導的な研究を行ってきたベテラン研究者と、新進気鋭の若手研究者の双方を共同研究者として招聘し、さらに外国人研究員による国際的視野を盛り込んだことで、共同研究の利点が発揮されたと考えている。その一端を以下の各論文から読み取っていただければ幸いである。最後に、フィリップ・ブラウン氏をはじめ、ご原稿をお寄せ下さった各研究分担者の方々に心からお礼申し上げます。

(史料館・安藤正人)

序文

フィリップ・C・ブラウン

言うまでもないかも知れないが、前近代社会のベースは農業である。また言うまでもなく、農民と領主の一番重大なつながりは年貢制度である。近世日本の農業と年貢制度は、いずれも自然状況に基づいていた。自然状況は、人間のさまざまな努力によつて、ある程度改良出来る。日本近世農業でも、新しい用水設備、肥料の種類と使い方、新しい種と植物の発展などによつて、一反当たりの平均生産性はかなり上昇した。しかし、とくに近世社会では、改良の限界もかなり大きかった。農民や領主が、超えられない自然状況の壁にどう対処しようとしたか。この共同研究は、そのような点に関心をおき、広い意味での自然・農民・領主の相互関係をテーマとして実施されたものである。

第一に、領主が年貢制度を円滑に運営するために、さまざまな手段を立てていくことに留意する必要がある。領主は、土地の面積と種類、生産性の差、年毎の収穫量変化などに深く注意を払い、村の土地を屋敷地、畑、田、焼畑、などに分類して把握した。とくに田畑は、土地の生産性によつていくつもの等級に分類された。

さらに領主は、効果的な徴税制度を作るために、自然変化に対してもさまざまな政策を実施した。地滑り、洪水などにさいして、引地・引高（土地を徴税対象耕地から引く）を行ったり、凶作と豊作との変化に効果的に対処するために、春免制や検見法などを採用したことがこれである。

第二に、領主だけではなく、村のなかでも、毎年の収穫変化や自然災害、不均等な土地状況などにどう対処するか

決める必要があつた。近世日本の村請制では、各家ではなく村が徴税単位であつたから、村役人は村人のために領主の徴税担当者(主に代官)と交渉した。収穫が悪い場合、村役人は引免願を出して年貢率の低減を求め、洪水により耕地がだめになつた場合は、領主に特別の検査を願い出て、引地の手続きが始まつたのである。

年貢徴収に関しては、領主が減免や引高を認めるか否かに関わらず、村役人が村内各家に対して年貢負担を分割した。引地・引免などがあつた場合の各家への配分も、村役人によつて決められた。不作にも関わらず領主が減免しなかつた場合は、村役人は村内の年貢負担を考え直す必要があつた。村役人のこのような権限は、年貢のほか、村入用や用水維持費などにも同様になつた。

第三に、領主や村役人だけでなく、村内各家も、自分の経営のなかで自然変化や災害によつて生じる損害に対処する必要があつた。小作料や年貢負担などに表れる直接的損害はもちろん重大な問題であつたが、それだけでなく、家・経営に対する長期的な影響も考えなければならなかつた。自然災害というと、洪水や山崩のような大きい災害を思い浮かべがちだが、小さな自然変化であつても農業経営に比較的大きい影響を与えるものは少なくない。大きい自然災害がなくても、家・馬小屋などを修復することは経営を維持する上で大切なことであり、農家に多大の労働力と出費を強いたのである。

以下に掲載する本共同研究の各論文は、領主機能の重要性を十分に認めつつも、むしろ村内部の問題に焦点を絞つて、自然・農民・年貢の相互関係を論じるものとなつている。つまり、村内で、村レベルと農業経営レベルで農民はどのように自然の影響と年貢の負担に対処したのかを考察している。

各論文は、必ずしも農民・年貢・自然の相互関係を総合的に扱つてゐるわけではなく、そのなかの一部分だけを分析の素材として取り上げている。すなわち、ブラウン、松永、舟橋の三論文は割地制度の問題を扱い、松永論文は頼

母子講をとり上げている。

時期的に言えば、ブラウン、松永、舟橋の三論文は近世のデータを分析し（舟橋は研究会では明治初年の問題も論じたが、紙幅の関係で、その部分は別の論文として発表されることになった）、青野論文は明治期の問題を分析している。青野論文は、地租改正の問題から共同研究のテーマに迫ろうとしたものである。

分析の対象地域は、いずれも越後・新潟地域が中心である。この地域では、信濃川のような大河川地帯の割地制度が有名だが、大河川地域ではなくても、割地制度はかなり実施されていた。青野、松永（一部分）の論文は、信濃川流域である魚沼郡（十日町、六日町市（ともに信濃川上流域）のほか、小出町、小千谷市（ともに魚野川流域）、西蒲原郡、古志郡と三島郡を扱っている。また、松永（一部分）、舟橋ならびにブラウンの論文は頸城郡（上越市、新井市、吉川町、浦川原町）のデータを分析している。

これらの論文は、国文学研究資料館史料館が保存している文書群に依ったものが多い。同館の安藤正人は数年にわたって越後国頸城郡岩手村佐藤家文書（現在柿崎町）を整理分析してすばらしい目録四冊を刊行したが、舟橋とブラウンの研究は、この文書群によったものである。またその後、史料館所蔵の越後・新潟地方の文書群としては、青木睦が担当して、三島郡深沢村高頭家文書目録が発刊されている。これらの作業はまことに根本的な努力である。適切な史料整理、修復、保存、または、使いやすい目録を作ること、現在や将来の世代が日本の長い歴史を理解するために欠くことのできない仕事であって、史料館がこういうことを重視していることに非常に感謝している。

最後に、共同研究に参加された皆さんのご協力に心より感謝したい。これからも、皆さんのご協力によって、少しでも近世農村の研究を進めていくことができれば、まことに幸いである。